

平成 20 年 3 月 11 日
内閣府

全国規模の規制改革要望（もみじ月間）への取組について

1. 全国規模の規制改革要望の受け付け状況と対応方針

- 平成 19 年 10 月 15 日から 11 月 14 日の間、構造改革特区（第 12 次提案）とあわせ、全国で実施すべき規制改革に関する要望を受付。

＜全国規模の規制改革要望として、462項目（重複を除く）の要望提出あり。この中には、事実誤認と考えられるもの、単に税制措置を求める内容と考えられるもの等、検討対象とならないものが49項目含まれており、これらを除いた規制改革要望数は413項目＞

- 平成 20 年 3 月 11 日（火） 規制改革推進本部において決定

2. 実現する規制改革要望の主な事項

○推進本部決定となる事項

14項目

〔遅くとも平成 21 年度までに具体的措置を実施するもの〕

（参考）

・上記の推進本部決定事項の他、3か年計画において措置が明示されているもの、現行制度下で対応可能なもの等、要望を満たしていると考えられる事項が 59 項目

・上記の推進本部決定までには至らなかったものの、今後検討を行うこととされた事項が 59 項目

＜規制改革推進本部決定となる代表例＞

（1）PFI事業における要求水準書の明確化・定量化

PFI事業に係る入札条件で提示される要求水準について、PFI事業を円滑に推進する観点から、事業者（入札者）側が具体的な業務内容を想定できるよう、要求水準の具体的な作成のあり方を示す指針を作成するとともに、対話方式の具体的な手順について「PFI事業実施プロセスのガイドライン」に盛り込む。

（2）短期商用等を目的とした短期滞在査証の申請手続における負担の軽減

短期商用等を目的として外国人を日本に招聘する際求められる日本側招聘機関の登記簿謄本の提出について、これを登記簿謄本に限らず、パンフレット等招聘機関の概要を明らかにするその他の資料の提出をも認めるよう措置し、また、申請者の負担軽減、サービスの向上の観点から、より一層の申請手続きの合理化を図る。

（3）成田空港における申告宛先税関の選択可能化

同一空港に2つの税関官署がある成田空港においては、貨物の蔵置場所にかかわらず、予め選択した税関官署に申告を行えるようにする。

（4）営業所の設置等に関する事前届出制度の見直し

機動的な店舗運営の実現と業務効率化の観点から、銀行等の営業所のうち出張所の設置等に関する事前届出制度を見直す。

（5）企業年金の手続きの合理化・簡素化

確定給付企業年金や確定拠出年金の規約の承認・認可における手続きについて、その簡素化等について所要の措置を講じる。

（6）無線従事者資格不要の無線システム（ライセンスフリー・ラジオ）の新規構築

周波数再編アクションプランにおいて、廃止が検討されているアナログ方式のパーソナル無線システムの代替手段として、個人のユーザが簡便な手続で利用できる無線従事者資格不要の無線システムを整備する観点から、小型の携帯無線やデータ通信等にも利用可能な利便性の高い無線通信システムとして、デジタル方式の簡易無線局の導入を行うよう措置を講ずる。